

令和 7 年 度 第 2 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7 . 5 . 1 3

第 2 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和7年5月13日 午前 9時30分

2 開会日時 令和7年5月13日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和7年5月13日 午前10時10分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	欠			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	西 江 敬 一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤 田 潔
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	大 平 章 之
推進委員	大 本 憲 治	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	畦 崎 友 梨	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	主 査	倉 田 和 輝
推進委員	重 見 信 夫	主 事	山 部 俊 貴
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主事補	升 谷 公 祐

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第 7 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 8 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第10号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第 5 号	農作業等受委託契約の受理について
報告第 6 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について
議案第 11 号	農地利用最適化推進委員の委嘱について（追加議案）
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

3 番委員

4 番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から、令和7年度第2回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それではただ今から、第2回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を3番天野委員さん、4番北村委員さん、よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長、よろしくお願いします。
会長	それでは、議案第7号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」ナンバー9号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー9号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の使用貸借権設定（5年間）でございます。 借受人は長年の農業経験があり、農機具も多数所有しております。経営地では主に水稻を栽培しており、申請地でも同様に水稻栽培を行うとのことです。これらのことから、この度の増反を考慮しても十分耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー10号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー10号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。

	譲受人は空き家バンクにて住宅とあわせて農地を購入するものです。 譲受人は農業経験がないため営農計画書の提出があります。申請地では水稻、野菜、果樹を栽培するとのことです。父と協力しながら農業を行うとのことです。また、父の知人に農業者がいるので、助言をもらいながら取り組んでいくとのことです。農機具はトラクター、田植機、コンバインを購入予定であり。軽トラックを所有しているとのことです。あわせて購入した住宅へ転居の予定はなく、農業をする際の休憩所として使い、申請地へは自宅から通うとのことです。申請地の面積は非常に大きいですが、父や、知人の農業者からの助力があり、農機具も十分に確保予定であることから、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、関連がありますのでナンバー11号、12号をあわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー11号、12号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 ナンバー12号については、持分1／3のみの贈与となっておりますが、残り持分2／3については、すでに、譲受人が所有しております。 譲受人は譲渡人の妹であり、経営規模拡大のために姉の所有地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、市内に加え、〇〇市でも農業を行っているため、耕作証明書の提出があります。申請地では水稻栽培を行う予定で、必要な農機具も所有しております。申請地までは車で十数分ほどで有り、通いで農業を行うことです。ごきょうだいも農業を手伝うとのことで労働力も確保されています。これらのことから、この度の増反を考慮しても十分耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー13号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は自宅付近の農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具も多数所有しています。申請地では野菜を栽培予定です。農業には父と二人で従事しております。これらのことから、この度の増反を考慮しても、耕作管理は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー14号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー14号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は住宅建設予定地とあわせて農地を購入するものです。 譲受人は5年の農業経験がありますが、農地を取得するのは初めてのため、営農計画書の提出があります。農機具は草刈り機と耕耘機を購入予定とのことです。申請地では果樹を栽培予定です。住宅の建設が終わり次第笠岡市に転居し農業を開始するとのことです。

	申請地が〇畝ほどで、農機具も確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、十分耕作管理は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー15号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー15号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は、自宅付近の農地を譲り受けるものです。 譲受人は農業経験がないため、営農計画書の提出があります。農業には家族4人で従事する予定で、農機具は耕耘機を所有しております。申請地では野菜や果樹を栽培予定です。労働力が十分に確保されており、農機具も保有していることから、農業経験がないことを考慮しても、十分耕作管理は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第8号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ナンバー2号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー２号でございます。〇〇によります４条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の田〇筆，農地区分は第１種農地，転用目的は農業用倉庫及び進入路でございます。 申請者は，申請地の一部を自身の使う農業用倉庫及びそこへ入るための進入路として転用したいとのことです。申請地は第１種農地であります，農業用施設として使用するため，許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては，隣接地との境界部分にコンクリートブロック擁壁を設置するため，土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては，擁壁内に排水路を設け，既存排水路に接続するとのことで，問題ないと思われます。また，予定建築物の高さは約５ｍであるため，周囲の農地への日照，通風に影響はないと思われます。なお，当該申請地は，許可を得る前から着工していたため，始末書が提出されております。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして，ナンバー３号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー３号でございます。〇〇によります４条の許可申請でございます。 申請地は〇〇地区の畑〇筆，農地区分は第２種農地，転用目的は駐車場及び進入路でございます。 申請者は，申請地の近隣に住んでおり，居住地には車を停めるスペースがないとのことです。申請者とその娘の２人暮らしであります，親族が頻繁に来られ，またデイサービスの送迎者の出入りもあるため，申請地程度の規模が必要であるとのことです。申請地は第２種農地であります，申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないと判断できるため，許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては，土地の造成を行わないため，土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては，自然浸透にて対応するとのことで，問題ないと思われます。また，建築物はないため，周囲の農地への日照，通風に影響はないと思われます。なお，当該申請地は，許可を得る前から着工し

	ていたため、始末書が提出されております。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー3号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー3号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定(2年5か月間)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用地区域内農地、転用目的は作業ヤードでございます。 譲受人は、〇〇会社が行う工事建設に伴い、申請地を作業ヤードとして転用したいとのことです。申請地は農用地区域内農地ではありますが、工事に係る当該農地の転用期間は3年以内であり、期間満了までに原状回復するものであり、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当するため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、当該地の上部にプラロード及び鉄板を敷設するため、土砂の流出はないと思われます。現場に設置される仮設トイレはし尿処理業者へ委託して処理し、汚泥水はノッチタンクにて浄化後道路排水溝へ接続するとのことで、問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー4号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー４号でございます。〇〇から〇〇へ参ります５条の所有権移転（売買）でございます。 申請地は、〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第２種農地、転用目的は住宅用地でございます。 譲受人は、申請地を自己用住宅として転用したいとのことです。譲受人の母親が申請地近隣の介護老人施設に入所しており、母親のそばに居住したいとのことです。施設の近隣にはすでに居住者のいる宅地と山林、第２種農地及び農用地区域内農地しかない状態とのことです。申請地は第２種農地ですが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、切土及び盛土は行わないため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては既設水路で対応し、生活雑排水は合併処理槽に接続するとのことで、問題ないと思われます。また、予定建築物は高さ約８ｍであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、関連がありますのでナンバー５号、６号をあわせて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー５号、６号でございます。〇〇、〇〇から〇〇へ参ります５条の所有権移転（売買）でございます。 申請地は、〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第２種農地、転用目的は住宅用地でございます。 譲受人は、申請地を自己用住宅として転用したいとのことです。譲受人は現在市外に居住していますが、もともと居住していた笠岡市に帰ってきたいという意思があり、職場も笠岡市にあるとのことです。市内で居住できる土地を多数検討したところ、申請地以外で居住できる土地がなかったとのことです。このことにつきましては土地検討表を提出していただいております。申請地は第２種農地ですが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認め

	られないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、ブロック積を設置するため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては既設水路で対応し、生活雑排水は合併処理槽に接続するとのことで、問題ないと思われます。また、予定建築物は高さ約9mであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー7号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー7号でございます。〇〇から〇〇へ参ります5条の所有権移転（売買）でございます。 申請地は、〇〇地区の田〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は宅地分譲用地でございます。 譲受人は、申請地を〇区画に分けた分譲用地として、申請地及び隣接宅地2筆を取得し、宅地分譲用地として転用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、地形の改変は行わないため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては既設水路で対応するとのことで、問題ないと思われます。また、周囲に農地はないため日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。

	続きまして、ナンバー 8 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー 8 号でございます。〇〇から〇〇へ参ります 5 条の賃貸借権設定（永年間）でございます。 申請地は、〇〇地区の田〇筆、農地区分は第 2 種農地、転用目的は駐車場でございます。 申請地隣地に〇〇施設があり、そこに勤める者の駐車場として申請地を転用したいとのことです。施設付近に駐車場として使える土地は申請地以外にないとのことです。申請地は第 2 種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるかと認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、切土及び盛土は行わないため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては既設水路で対応するとのことで、問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 10 号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	本計画案は、令和 7 年 6 月 24 日の公告予定で取りまとめております。地域計画外農地については、3～5 年の設定対象筆数が 11 筆、設定対象面積が 69,412 m²、設定対象人数が 3 人となっており、10 年以上の設定対象筆数が 8 筆、設定対象面積が 6,791 m²、設定対象人数が 4 人となっております。 これらの案件は、すべて旧農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
○番委員	○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 11 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。 上程されております 1 名につきまして、令和 7 年 5 月 13 日から令和 10 年 3 月 31 日を任期とし、笠岡市農地利用最適化推進委員として委嘱を行うこととしてよろしいですか。 （異議なし） それではこれより委嘱状の交付を行います。 （推進委員入室・委嘱状交付） 続きまして、報告第 5 号「農作業等受委託契約書の受理について」報告第 6 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の件で、事務局から何かございますか。
事務局	（１）次回農業委員会 6 月 10 日(火)午前 9 時 30 分から 第 1 会議室 （２）その他 ・身分証について それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。